重要事項説明書(ホームヘルプサービス)

訪問介護サービス提供の開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. ご利用者の事業所の概要

事業所の名称	友愛園訪問介護事業所
事業所の所在地	〒745-0122 周南市大字須々万本郷29番地の2
管理者の氏名	田中 竜太
電話・FAX番号	0834-88-2346
	(FAX 0834-88-2336)
事業所の種類指定番号	指定訪問介護事業所 山口県 3571500085
併せて実施する事業	友愛園指定居宅介護支援事業所

2. 事業の目的と運営方針

(事業の目的)

介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。

(事業の運営方針)

- 1 事業所の職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した 日常生活を営めるよう、日常生活上の世話及び生活介護を行うことにより利用者の社会的孤立感の 解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減に努めなければならない。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. ご利用事業所の職員体制

職種	Ì	員 数	合 計	資格	業務内容	
管 理 者		1名	1名		業務の管理	
事 務 員		1名	1名		事務業務	
サービス提供責	賃任者	6名	6名	介護福祉士	利用調整等 訪問介護員と兼務	
訪問介護		10名		介護福祉士		
職員等の資格	常勤	3名	17名	初任者研修終了		
と職員数		4名		ヘルパー2級	入浴・排泄・食事等や生活全般に	
(サービス	非常勤	10名		介護福祉士	わたる援助	
提供責任者	か市到	3名	14名	ヘルパー2級		
含む)		1名		看護師		

4. 営業時間

営 業 日	下記休業日以外、年中無休
休 業 日	12月29日~1月3日まで
	但し、利用者及びケアマネージャー・地域包括支援センター等の特別の要請ある場合
	は除く
営業時間	7時00分~20時00分
	但し、利用者及びケアマネージャー・地域包括支援センター等の特別の要請ある場合
	は除く
事業所の開いて	8時30分~17時30分まで
いる時間	但し、電話等により常時連絡が可能な体制
実施地域	周南市・下松市(島嶼部・離島を除く)

5. 利用料

◎要介護1~5の方(介護給付)

	時間	20分未満	20分以上30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上
白./木	1割負担	163単位/回	2 4 4 単位/回	3 8 7 単位/回	5 6 7 単位/回
身体介護	2割負担	3 2 6 単位/回	488単位/回	774単位/回	1, 134単位/回
月 ヴ	3割負担	489単位/回	7 3 2 単位/回	1, 161単位/回	1,701単位/回

※1時間から計算して所要時間30分増すごとに1割82単位、2割164単位、3割246単位を加算

時間 20分以上45分未満		45分未満		45分以上		
上江	1割負担	179単位/回			2 2 0 単位/回	
生活援助	2割負担	3 5 8 単位/回			4 4 0 単位/回	
1反功	3割負担	5 3 7 単位/回			6 6 0 単位/回	
時 間		j	20分以上		4 5 分以上	70分以上
身体介護に引き続き 生活援助を行う場合		1割負担	6 5 単位		130単位	195単位
		2割負担	130単位		260単位	3 6 0 単位
		3割負担	195単位		3 9 0 単位	5 8 5 単位
初回加算		1 割	負担		2割負担	3割負担
		200	单位/初回		400単位/初回	600単位/初回

- ※ 介護職員処遇改善加算 I ··· 1 3. 7% 特定処遇改善加算 I ··· 4. 2% 介護職員等ベースアップ等支援加算 ··· 2. 4%
- ※ 自己負担については、介護保険適用分は、月の合計に対して1単位あたり10.21円
- ※ 午前8時以前使用の場合、介護給付は50%、午後6時以降の場合は25%加算とする。
- ※ 通常の実施地域を越えた場合、片道概ね20km~40km未満は400円を 40kmを超える場合10kmごとに100円を実費でいただきます。

6. 苦情申立窓口

窓口担当者	岩崎 弥生	苦情解決責任者 管理者 田中 竜太
ご利用時間	8時30分	~17時30分 月~金曜日
ご利用方法	電話及び面	接
その他の苦情相談	談窓口	周南市役所高齢者支援課 0834-22-8467
		下松市役所高齢福祉課 0833-45-1831
		光市役所高齢者支援課 0833-74-3003
		山口県長寿社会課 083-933-2774
		国民健康保険団体連合会 083-995-1010

7. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。					
また、緊急連絡先に	また、緊急連絡先に連絡いたします。				
利用者の主治医	利用者の主治医				
協力医療機関	名称・住所	周南高原病院 周南市須々万本郷29-1			
版 / 医 / 版 / 電話		0834-88-0391			
名称・住所 緊急連絡先					
京总是柏尤 電話					

8. 事故発生時の対応方法

- (1)ご利用者に対しサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡に行なうとともに、必要な措置を行ないます。また事故の原因を解明し、再発生を防ぐために対策を講じます。
- (2) 乙は、甲に対するサービスの提供にあたって、事故が発生し甲又は甲の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合には、速やかに甲に対して損害を賠償します。

但し、甲又は甲の家族に重大な過失がある場合は、損害額を減額することができます。

(3) 損害賠償保険加入の取り扱いについては以下の通りです。

保険会社	東京海上火災保険株式会社	
保険契約者	財団法人 介護労働安定センター	
保険の種類	賠償責任保険(対人・対物の保険期間中は生産物事故のみに適用されます)	
賠償責任	対人(1名/1事故/保険期間中);対物(1事故/保険期間中);その他	

9. 虐待防止に関して

- (1) 虐待の防止のための指針を整備し、虐待の防止のための対策を検討する委員会を 定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 担当者を設置し業者に対し、虐待を防止するための研修を定期的に実施します。
- (3) サービス提供中に、職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に 擁護する者)による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、 これを県及び市町に通報します。

10. 身体拘束

ご利用者又は他のご利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)は行いません。やむを得ず」身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。

11. 事業継続計画

事業所は、感染症や災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施いたします。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

令和 年 月 日

私は、本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受け、その内容に同意します。

(甲1) 利用者 住 所

氏 名

(甲2) 利用者の家族 住 所

氏 名 印